

公益財団法人岩手生物工学研究センター役員及び評議員の 報酬並びに費用に関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手生物工学研究センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第26条規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

(報酬等の決定基準)

第3条 報酬月額は、別表1のとおりとし、常勤役員の報酬月額は、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬は、別表2に基づき、支給するものとする。

(特別手当)

第4条 特別手当は期末手当とし、その支給基準及び支給日については、岩手県職員の例に準ずるものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、その金額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬（特別手当を除く。次条において同じ。）は、その月の月額全額を毎月15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になって者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が、退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たつて負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もつて支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬月額)

(単位：円)

号	報酬月額
第1号	314,000
第2号	349,000
第3号	395,000

別表2 (監事の報酬額)

(単位：円)

項目	報酬額
税理士	40,000 円/回
その他の職	10,000 円/回